

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により、上田市踏入1丁目2番8号宮澤幸治外145名から提出された住民監査請求について、同条第4項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表します。

平成17年11月10日

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男
17監査第96号

平成17年（2005年）10月31日

（請求人） 様

長野県監査委員 丸山勝司
同 樽川通子
同 東方久男

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成17年9月2日から同年10月13日までの間に受理しました長野県職員に関する措置請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

（別紙）

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人及び請求人代理人

(1) 請求人

上田市踏入1丁目2番8号 宮澤幸治ほか145名
（別記1「請求人一覧表」の「請求人」欄記載のとおり）

(2) 請求人代理人

北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1068-73 松葉謙三
佐久市岩村田1158-13 森泉邦夫

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成17年8月25日から同年10月13日までの間である。

（別記1「請求人一覧表」の「請求書の提出」欄記載のとおり）

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま。ただし、別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4は省略。）。

請求の要旨

第1、各会派の政務調査費の違法、不当な充当の中身

1、自由民主党県議団

自由民主党県議団は、別紙1のとおり、①必要性がないのに、必要であると称して、県議団支部事務所を借用し、政務調査費を充当し、又は按分比率を高く充当し、②県議団員の親族を支部職員として雇用し、その給与に、政務調査費を充当し、③飲酒を伴う懇談会（懇親会）に政務調査費を充当し、⑤必要性がないのに宿泊費に政務調査費を充当した。

2、緑新会

緑新会は、別紙2のとおり、①必要性がないのに、必要であると称して、会派の支部事務所を借用し、政務調査費を支出し、又は按分比率を高く充当し、②会派議員の親族を支部職員として雇用し、その給与に、政務調査費を充当し、③飲酒を伴う懇談会（懇親会）に政務調査費を充当し、④政務調査に必要性がない旅費に政務調査費を充当した。

3、志昂会

志昂会は、別紙3のとおり、①必要性がないのに、必要であると称して、会派の支部事務所を借用し、これに政務調査費を支出し、又は按分比率を高く按分し、⑤必要性がない県外視察に政務調査費を充当し、⑥ガス代、電気代、新聞代、電話代における私用、後援会、会派事務所の負担按分割合を不当にし、政務調査費を多く充当した。

4、県民クラブ・公明

県民クラブ・公明は別紙4のとおり、①必要性がないのに、必要であると称して、会派の支部事務所を借用し、これに政務調査費を支出し、又は按分比率を高く充当し、②会派議員の親族を支部職員として雇用し、その給与に政務調査費を充当し、③飲酒を伴う懇談会（懇親会）に政務調査費を充当し、⑤必要性がない県外視察に政務調査費を充当した。

第2、返還すべき理由

① 支部事務所の賃借料は不必要

会派の支部事務所の多くは、議員個人の後援会事務所と兼ねているが、「〇〇〇〇後援会事務所」という看板を出すことは、

選挙対策上必要であるが、県議員の仕事は、弁護士や司法書士や税理士のように依頼者と頻りに連絡を取り、頻りに依頼者が来所し、事務員と弁護士などが常駐する仕事ではない。したがって、自宅事務所程度で十分であり、自宅から独立した事務所は、通常必要性が少ないと考えられる(もちろん、真に有効に活用し、必要性がある場合もある)。また、自分の親族、自分の関連会社から賃借している例が多く、古田議員、萩原委員、小池議員、小林宗生議員、高見沢議員、保科議員、清水洋議員、牛山議員、小松稔議員、小林利一議員などである。自分の関連会社や親族が貸主でなければ借りない、または、政務調査費が充当できなければ借りない、という可能性が高い。政務調査費を賃借料に支出する限り、その必要性を厳格に明らかにさせるべきであり、賃借している事務所をどのように使用しているか、事務員が常駐しているか、電話を設置しているか、そこに設置している電話番号は何番か、など、何のために必要かを証明させるべきである。それが明らかにならなければ、政務調査費を充当すべきではない。また、このように、多くの議員に支部事務所は必要性がない限り、例外的に、必要性がある議員がいても、これに政務調査費を充当すべきではないとも考えられる。仮に必要性があるとしてもマニュアルによると、後援会との按分比率は50%の充当が上限であるにもかかわらず、75%、80%も政務調査費を充当しているのは、違法、不当である。

監査委員は、本監査請求において、各会派にこのこと明らかにさせなければならない。

② 支部事務所—親族を雇用

多くの支部事務所と称する事務所の中で、労働実態はせいぜい1ヶ月40時間から60時間程度のもが多く、親族を雇用していると推定されるものがある。小林実議員、塚田一議員、古田議員、佐藤友昭議員などである。

長野県議会の政務調査費マニュアル12頁によると、「議員の親族を政務調査活動補助員として雇用し、政務調査費を充当することは誤解を招きやすいので適当でない。ただし、親族が調査活動に関して専門的知識がある場合など、親族を雇用する特別な理由が必要であり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り政務調査費を充当することができる。」と定められている。したがって、親族を補助員として雇用し、政務調査費を充当する場合、専門的知識を有することを証明する義務がある。そうでない限り、返還する義務がある。

③ 飲酒を伴う飲食費

長野県議会政務調査費マニュアル7頁によると、「調査研究活動の一環として開催されるものであっても、飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする」と定められている。3,000円以上の会費を伴う懇談会(懇親会、新年会はもちろん)は原則として飲酒を伴う飲食費と推定される。しかるに、多くの議員は、これらの懇親会などに対する会費に政務調査費を充当しているが、返還する義務がある。

④ 調査研究活動に不必要な旅費

政務調査費は、会派に支出されたのであるから、政党活動や後援会活動や私的な活動に対しては、政務調査費を充当できない。しかるに、県議員らは、調査研究とは思われない活動に対し、政務調査費を充当している。

⑤ 県外視察での無駄な宿泊費、旅費、研修費、土産代

政務調査費を充当する限り、その必要性が厳しく問われなければならない。しかるに、1泊でできる調査研究活動なのに、観光目的のために2泊したり、日帰りで調査できるにも関わらず、観光目的で宿泊していると思われるものがある。県民クラブ・公明と志昂会は、視察と称して、観光旅行目的と推定される場所へ行き、宿泊をし、旅費宿泊費、研修費に政務調査費を充当した。また、官公署を視察する場合、土産を持参することは、公務員個人が公務をして土産をもらうこととなり、公務員倫理に反するものであり、土産を持参すべきでなく、政務調査費を充当すべきでない。

⑥ ガス代、電気代、新聞代、電話代、各種団体の会議出席の旅費・会費負担における私用、後援会、会派事務所の負担按分割合の不当性

マニュアル3頁には「事務費及び人件費の按分については、2分の1を上限とする」と定めているのに、政務調査費を70%、80%充当している会派、議員がいる(志昂会など)。また、マニュアル9頁には調査研究活動事務所、政治団体事務所、住居を兼ねている場合の光熱費、電話料金、上下水道代金、賃借料の按分の限度額を定めている。大部分の会派議員は3つを兼ねているのであるから3分の1しか政務調査費を充当できないのに、50%程度政務調査費を充当している。事務所を借り上げているとしている議員も実際には自宅に設置してある電話、光熱費などにつき、50%按分して政務調査費を充当していることが多い。自宅に設置しているのか、借り上げた事務所に設置してあるのか確かめる必要がある。

新聞代などは、ほとんどの議員が全額政務調査費を充当しているが、私用や後援会からも費用を出すべきである。

第3、正当な理由

本件請求の中には、行為があってから1年以上経過したものがあるが、平成16年度政務調査費の資料が公開されたのは、平成17年6月1日であり、1年経過したことの「正当な理由」があることは明白である。

第4、結論

よって、監査委員は、長野県知事に対し、次のとおり勧告することを求める。

「長野県知事は、平成16年度の政務調査費の返還として、自由民主党県議団に対し金549万3300円を、緑新会に対し金318万260円を、志昂会に対し金130万3408円を、県民クラブ・公明に対し、金214万9007円を返還させること。」

上記のとおり、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添付の上必要な措置を請求する。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成17年9月

2日から同年10月13日までの間にこれを受理した。

(別記1「請求人一覧表」の「請求の受理」欄記載のとおり)

5 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人は、請求人代理人をして、平成17年10月11日に、証拠書として、萩原議員後援会事務所に関する報告書他4点を提出した。

また、請求人に対して、法第242条第6項の規定により、平成17年10月13日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、平成17年10月13日の陳述において、請求人代理人とともに請求の趣旨の補足を行った。請求人の陳述の際、法第242条第7項の規定により、監査対象機関の職員の立会いを認めた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求人の請求の要旨等から、平成16年度一般会計の議会費の政務調査費のうち、本件請求に係る政務調査費の支出について監査対象とした。

本件請求に係る支出に対する政務調査費については、支出の日から1年を経過した後のものがあるが、政務調査費の交付に関する条例(平成13年長野県条例第25号。以下「条例」という。)第12条第2項の規定による閲覧が可能になった時期が平成17年6月1日であることから、法第242条第2項ただし書に規定する正当な理由があると認められるので、監査の対象とする。

2 監査対象機関

議会事務局総務課について監査を実施した。

3 監査対象機関の陳述

監査対象機関の陳述は、平成17年10月13日に実施した。監査対象機関の陳述の際、法第242条第7項の規定により、請求人及び請求人代理人の立会いを認めた。

4 関係人調査の実施

法第199条第8項の規定により、本件請求に係る支出のうち事務所賃借料及び調査研究に要する交通費の支出について、関係議員等との面接及び電話照会による調査を実施した。

5 監査委員の除斥

本件請求の監査において、法第199条の2の規定により、高橋宏委員は監査手続きに加わらなかった。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査、監査対象機関からの事情聴取及び陳述並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 政務調査費について

平成12年4月のいわゆる地方分権一括法の施行により地方公共団体の自己決定・自己責任が拡大する中で、議会が担う役割は、ますます重要なものとなり、会派又は議員の調査研究活動の基盤を充実させ、ひいては地方議会の審議能力を強化し、その活性化を図るため、平成12年5月の法の一部改正により、地方公共団体の議会における会派又は議員に対し、条例により政務調査費を交付することができることとなり、長野県議会においても、平成13年3月に条例及び政務調査費の交付に関する条例施行規程(平成13年長野県議会告示第1号。以下「規程」という。)を制定した。

ア 条例の関係規定(抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定により、長野県議会議員(以下「議員」という。)の調査研究に資するために必要な経費の一部として、長野県議会における会派(以下「会派」という。)に対し、政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、会派(所属議員が1人の場合を含む。以下同じ。)に対し交付する。

(政務調査費の額等)

第3条 政務調査費の額は、月額31万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

(政務調査費の交付)

第6条 知事は、毎月10日(その日が長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条第1項第1号又は第2号に掲げる日に当たるときは、その日の直前の同項第1号又は第2号に掲げる日以外の日)に、当該月分の政務調査費を交付するものとする。

(政務調査費の使途)

第7条 会派は、政務調査費を議長が定める使途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書等)

第8条 会派は、議長が定める収支報告書(その年度において交付を受けた政務調査費に係る収入及び支出の報告書をいう。以下同じ。)に地方自治法第100条第13項に規定する調査研究に關する収入又は支出であることを証する領収書その他の書類の写し(次項及び第12条において「証拠書類の写し」という。)を添えて、その年度の末日から30日以内に議長に提出しなければ

ならない。

(議長の調査)

第10条 議長は、政務調査費の適正な執行を確保するため、第8条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務調査費の返還)

第11条 知事は、会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において行った政務調査費による支出(第7条に規定する使途基準に従って行った支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる。

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(政務調査費の額の特例)

2 平成15年5月1日から平成18年3月31日までの間に交付する政務調査費の額は、第3条第1項の規定にかかわらず、月額29万円に会派の所属議員の数を乗じて得た額とする。

イ 規程の関係規定(抜すい)

(趣旨)

第1条 この規程は、政務調査費の交付に関する条例の規定に基づき、政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第3条 条例第7条の使途基準は、別表のとおりとする。

(別表)(第3条関係)

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

(2) 政務調査費マニュアルについて

政務調査費マニュアルは、政務調査費の交付を受けた県議会の各会派自らが政務調査費を使用する際の指針とすべく、県議会運営委員会検討会議における検討・協議を経て、平成16年8月に策定された。

県議会の各会派が調査研究活動に要する経費へ政務調査費を充当する場合の取扱いについては、政務調査費マニュアルを参考とした上で、各会派の調査研究活動の実態により自主的に判断することとされており、こうした政務調査費マニュアルの位置付けは、策定にあたった県議会運営委員会検討会議において確認されている。

ア 政務調査費マニュアルの関係規定

(7) 政務調査費の使途基準

項目	内 容
調査研究費	会派が行う県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 (調査委託費、交通費、宿泊費等)
研修費	会派が行う研修会、講演会等の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、講師謝金、会費、交通費、宿泊費等)
会議費	会派における各種会議に要する経費 (会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 (印刷・製本費、原稿料等)
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費 (書籍購入代、新聞雑誌購読料等)

広報費	会派が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費 (広報紙・報告書等印刷費、送料、通信費等)
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費 (事務用品・備品購入費、通信費、事務所借上料・管理運営費等)
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費 (給料・手当、社会保険料、賃金等)

(イ) 用途基準の運用指針

a 按分にあたっての指針

(a) 按分を要する項目

政務調査費を規程別表に掲げる項目のうち、事務費及び人件費に充当する場合で、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分し難い場合にあつては、時間割合その他合理的な方法により按分して充当するものとする。

なお、必要な場合には、その他の項目についても実態に応じ、按分して充当するものとする。

(b) 按分割合の上限

事務費（専ら調査研究活動のために使用される事務所並びに事務機器に係る経費を除く。）及び人件費（専ら調査研究業務のために雇用した職員及び勤務実績表等により調査研究業務と他の業務に従事した実態が明確に区分できる職員に係る人件費を除く。）の按分については、2分の1を上限とする。

b 項目別充当方針

(a) 交通費・宿泊費等

本会議及び委員会活動に係る交通費・宿泊費等は、公費で費用弁償され、会派（議員）の調査研究活動に係る交通費・宿泊費等は、政務調査費を充当することとなることから、政務調査費の充当にあつては、公費出張との均衡を図るため、県の旅費規程を準用するものとする。

【宿泊費等への充当方針】

○ 宿泊料金 ⇒ 素泊まり代、冷暖房費、サービス料、消費税、入湯税等の宿泊に要する実費に充当できるが、14,800円を上限とする。

※ 明細のわかる領収書を徴し、写しを収支報告書に添付する必要がある。

○ 食卓料 ⇒ 定額3,000円 [内訳：夕食代2,100円、朝食代900円]

※ 領収書は不要

(b) 会費

会費への政務調査費の充当に際しては、会費の支出対象である団体の活動内容や実態が調査研究活動に適用される必要があると認められ、会派（議員）が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に充当できるものとする。

【懇談会等への出席に要する会費】

会派（議員）が所属していない他団体が主催する実質的な意見交換を目的とした会合に付随する（連続する）懇談会であつて、会費の額が明確に定められており、その金額も社会通念上妥当な範囲のものである場合に限り充当できるものとする。

なお、政務調査費を充当する場合には、5,000円を限度とする。

(c) 会議費（食糧費）

会議等における食糧費に政務調査費を充当する場合にあつては、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、食糧費の支出自体が調査研究活動としての会議等との一体性がある場合に限り充当できるものとする。

【政務調査費の充当が不適当な経費】

○ 会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費

○ 飲酒を伴う会合に要する経費

（調査研究活動の一環として開催されるものであつても、飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする。）

(d) 事務費（事務所経費）

【事務所の要件】

事務所経費への政務調査費の充当にあつては、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが調査研究活動に使用されている場合に充当できるものとする。

なお、事務所の購入費に政務調査費を充当することはできないものとする。

○ 事務所としての外形上の形態を有していること。

○ 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

○ 賃貸の場合には、原則として会派又は所属議員が契約者となっていること。

※ 長野県においては、政務調査費が会派に対して交付されていることから、事務所が会派の支部事務所等として位置付けられていることが適当である。

【事務所経費の按分方針】

会派（議員）活動は、調査研究活動と他の活動が渾然一体となっていることから、事務所経費への政務調査費の充当にあたっては、各活動の実績に応じて按分して充当する必要がある。

ただし、会派（議員）活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの会派（議員）の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確しておくものとする。

事務所を後援会及び住居等と共用する場合

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に当てられている実態に応じて按分するものとする。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務調査費を充当しないものとする。

【事務所経費への充当限度額】

事務所の形態に応じた費目別の政務調査費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を以下のとおりとする。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費目			
	光熱費	電話料金	上下水道代金	賃借料
調査研究活動専用事務所	全額	全額	全額	全額
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
調査研究活動事務所 + 住居等	1/2	1/2	—	—
調査研究活動事務所 + 政治団体事務所 + 住居等	1/3	1/3	—	—

(e) 事務費（備品等）

事務機器等のリース料に政務調査費を充当する場合にあっては、事務所経費と同様に按分して充当するものとする。

【事務機器リース料】

○ 充当限度額

政務調査費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を以下のとおりとする。

- ・ 専ら調査研究活動用とされている機器 ⇒ 全額
- ・ 上記以外の機器 ⇒ 1/2

(f) 人件費

【人件費按分方法】

勤務実績に基づき按分する際の基準例を以下のとおりとする。

○ 勤務実績表（勤務日誌）に基づく按分方法

政務調査（調査研究業務）に関する「勤務実績表（勤務日誌）」等を作成し、それに基づき政務調査費を充当する。

○ 協定書（覚書）等に基づく按分方法

事務所が政治団体（後援会）事務所を兼ねている場合等においては、年度当初に会派（議員）と政治団体（後援会）との間で雇用職員の業務割合についての協定書（覚書）を交わして、それに基づき政務調査費を充当する。

【人件費への充当限度額】

政務調査費充当限度額（按分率の打ち切り上限）の基準を以下のとおりとする。

- 調査研究業務専任者 ⇒ 全額
- 勤務実績表等により調査研究業務に従事した実績が明確な者 ⇒ 実額
- 上記以外の者 ⇒ 1/2

議員親族の雇用

議員の親族を政務調査活動補助職員として雇用し、政務調査費を充当することは、誤解を招きやすいので適当でない。ただし、親族が調査研究活動に関して専門的知識がある場合など、親族を雇用する特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限り、政務調査費を充当することができるものとする。

(3) 自由民主党県議団、緑新会、志昂会及び県民クラブ・公明（以下「本件各会派」という。）に対する平成16年度政務調査費の支出について

県は、本件各会派に対し、別記2のとおり、平成16年度政務調査費を支出した。

この支出の会計処理は、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の規定に従い適正に行われていることが確認された。

(4) 本件各会派の政務調査費収支報告について

本件各会派は、県議会議長に対し、別記3のとおり、平成16年度政務調査費収支を報告した。

(5) 本件各会派に係る政務調査費収支検査及び条例第10条の規定による調査について

議会事務局は、平成17年5月25日までに、収支報告書及び添付書類の記載事項、領収書等証拠書類、使途区分の適否等について、検査及び調査を実施した。

(6) 本件請求に係る本件各会派が政務調査費を充当した支出について

ア 事務所賃借料の支出について

平成16年度政務調査費収支報告書の添付書類及び領収書等証拠書類（以下「本件証拠書類」という。）の書面調査及び関係人調査を実施した結果、別記4のとおり、平成16年度政務調査費を充当していることが認められた。

イ 調査研究活動の補助業務のために雇用した職員の人件費の支出について

本件証拠書類の書面調査及び監査対象機関からの聞き取り調査を実施した結果、別記5のとおり、平成16年度政務調査費を充当していることが認められた。

ウ 懇談会等への出席に要する会費

本件証拠書類の書面調査を実施した結果、別記6のとおり、平成16年度政務調査費を充当していることが認められた。

エ 調査研究に要する交通費、宿泊費等について

本件証拠書類の書面調査、監査対象機関からの聞き取り調査及び関係人調査を実施した結果、別記7のとおり、平成16年度政務調査費を充当していることが認められた。

オ 事務費（事務所賃借料を除く。）について

本件証拠書類の書面調査及び関係人調査を実施した結果、別記8のとおり、平成16年度政務調査費を充当していることが認められた。

カ 新聞購読料について

本件証拠書類の書面調査を実施した結果、別記9のとおり、平成16年度政務調査費を充当していることが認められた。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり、項目ごとに判断する。

(1) 政務調査費マニュアルについて

長野県議会が平成16年8月に策定した政務調査費マニュアルは、全国にも類を見ない詳細かつ厳格な内容であり、今後同様のマニュアルづくりに着手する地方議会にとって一つの模範になりうるであろうと言われているところであり、政務調査費の使途の明確さと透明性を高めようとするこのような取組みは大いに評価できるものである。

このマニュアルは、議員自らが策定した県民に対する約束であり、その法的拘束力の如何に拘らず、遵守すべき規範であると考えべきである。しかし、本件請求に係る政務調査費の使途において、このマニュアルを逸脱していると思われる事案がいくつか認められたことは、法的拘束力がないことを理由として看過できるものではなく、県民に開かれ、身近でわかりやすい県議会を目指すうえで、政務調査費マニュアルの厳格かつ誠実な運用が望まれる。

また、政務調査費マニュアルに関する長野県議会の一連の取組みは、他の都道府県に前例がない中、手探りで進められてきたものであり、その運用、解釈に難しい点が多々あることは理解できるものの、今後も改善、検討を進め、このマニュアルがより良いものになることを強く望むものである。

(2) 事務所賃借料について

本件請求において請求人は、県議会議員の事務所について「県議会議員の仕事は、弁護士や司法書士や税理士のように依頼者と頻繁に連絡を取り、頻繁に依頼者が来所し、事務員と弁護士などが常駐する仕事ではない。したがって、自宅事務所程度で十分であり、自宅から独立した事務所は、通常必要性が少ないと考えられる」と主張している。

議員の調査研究活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、事務所を設置することの必要性の判断は、会派及び議員の責任や裁量の範囲内に属するものであると認められる。したがって、「支部事務所を借用する必要性がない。」とする請求人の主張には理由がない。

次に、請求書別紙1ないし別紙4において請求人が指摘する議員の事務所賃借料に政務調査費を充当していることが、条例第7条に定める使途基準に照らして妥当かについて判断する。

まず、古田英士議員（自由民主党県議団）の事務所は、古田議員が所有する自宅と棟続きの平屋建て建物であり、当該建物を賃貸借契約により、後援会翔英会から賃借しているが、所有権者は古田議員本人である。調査の結果、後援会翔英会が賃貸人となる権利は確認できなかった。権利を有しないと思われる者を賃貸人として、その賃借料に政務調査費を充当することは適当でない。

次に、萩原清議員（自由民主党県議団）の事務所は、萩原議員が所有する2階建て建物の1階にあり、当該建物を賃貸借契約により萩原議員の親族から賃借しているが、所有権者は萩原議員本人である。親族が賃貸人となる権利は確認できなかった。権利を有しないと思われる者を賃貸人として、この賃借料に政務調査費を充当することは適当でない。

次に、小林利一議員（県民クラブ・公明）の事務所は、2階建て自宅建物の1階の一角にある有限会社コバヤン設計の事務所を、同社から賃貸借契約により県民クラブ飯田支部として賃借しているものであるが、当該建物の所有権者は小林利一議員本人である。

有限会社コバヤシ設計が賃貸人となる権利は確認できなかった。権利を有しないと思われる者を賃貸人として、この賃借料に政務調査費を充当することは適当でない。

当該議員と面接調査の結果、作為的に契約がなされたものでなく、政務調査費マニュアルの解釈及び運用が十分に理解されていなかったと考えられるが、今後はこれらに政務調査費を充当しないことを求める。

その他の議員については、監査対象機関の調査、本人との面接調査及び現地確認の結果、条例第7条に定める使途基準に違反するものは認められなかった。

なお、議員及び議員の親族が関係し、影響力を行使できる団体、会社等と賃貸借契約を締結し、その賃借料に政務調査費を充当することは、県民の誤解を招きやすいので、今後はその取扱いについて政務調査費マニュアルに明文化するなどの慎重な対応をとることが望まれる。

(3) 議員の親族を政務調査活動補助職員として雇用することについて

本件請求において請求人は、「親族を補助員として雇用し、政務調査費を充当する場合、専門的知識を有することを証明する義務がある。」と主張している。

また、政務調査費マニュアルには、親族を雇用し政務調査費を充当することは誤解を招きやすいので適当でなく、その親族が調査研究活動に関して専門的知識があるなど、特別な理由があり、社会通念上妥当と判断される雇用形態を有している場合に限るとされている。

請求書別紙1、別紙2及び別紙4において請求人が指摘する議員が雇用している政務調査活動補助職員は、そのほとんどが親族であり、政務調査費マニュアルに定める専門的知識があるなど、特別な理由は確認できなかった。しかし、そのような親族を政務調査活動補助職員として雇用することが、社会通念上不適切であるというまでは言えず、そのことをもって直ちに条例第7条に定める使途基準に違反するとまで言うことはできないものとする。

今後、親族を政務調査活動補助職員として雇用することは、県民の誤解を招きやすいので、政務調査費マニュアルを厳格に適用することを求める。

(4) 飲酒が伴う懇談会等への出席に要する会費について

本件請求において請求人は、政務調査費マニュアルには「飲酒を伴う会合の飲食費には政務調査費を充当しないものとする」と定められており、「3,000円以上の会費を伴う懇親会は原則として飲酒を伴う飲食費と推定され」、「返還する義務がある。」と主張している。

政務調査費マニュアルにおいては、各種団体等が開催する意見交換を伴う会合への参加費用に限り、政務調査費の充当が認められており、請求書別紙1ないし別紙4において請求人が指摘する議員の飲酒が伴う懇談会等への出席に要する会費については、監査対象機関の調査の結果、政務調査費マニュアルを逸脱し、条例第7条に定める使途基準に違反するものは確認できなかった。

また、政務調査費マニュアルに定める会費の充当限度額の5,000円についても、社会通念上妥当と認められる金額の範囲内であると考えられる。

なお、請求書別紙2には、1万円の会費に政務調査費を充当しているものが3件あるが、これらはいずれも政務調査費マニュアル策定前に行われた会合であり、また、社会通念上妥当と認められる金額の範囲内であると考えられる。したがって、請求人の主張には理由がない。

(5) 調査研究活動に係る交通費、宿泊費等について

本件請求において請求人は、「調査研究とは思われない活動に対し、政務調査費を充当」しており、「1泊でできる調査研究活動なのに、観光目的のために2泊したり、日帰りで調査できるにも関わらず、観光目的で宿泊していると思われるものがある」と、さらに「官公署を視察する場合、土産を持参することは、公務員個人が公務をして土産をもらうことになり、公務員倫理に反する」と主張している。

(2) において述べたとおり、議員の調査研究活動は、会派及び議員の自発的な意思に基づき行われるものであることから、調査研究活動に係る必要性の判断及び行先、日程等は、その調査研究活動の目的、態様等が社会通念上妥当なものである限り、会派及び議員の責任や裁量の範囲内に属するものと認められる。

また、政務調査費マニュアルにおいて、調査研究活動に係る交通費、宿泊費等は、県の旅費規程を準用するとされていることから、議員が調査研究活動を行うのであれば、それに要する交通費、宿泊費に政務調査費を充当することは当然に認められるべきものである。

また、官公署等の視察先に対する土産についても、社会通念上妥当と認められる金額の範囲内であると判断する。

次に、請求書別紙1ないし別紙4において請求人が指摘する会派及び議員の調査研究活動（県外視察を含む。）に係る交通費、宿泊費等に政務調査費を充当していることが、条例第7条に定める使途基準に照らして妥当かについて判断する。

下村恭議員（緑新会）の調査研究活動に係る交通費については、本人に対する面接調査の結果、平成16年5月10日の木材利用についての意見交換を目的とする新潟市への調査研究活動は行われていなかったことが確認された。また、同年10月26日の木材住宅の利用促進についての意見交換を目的とする新潟市への調査研究活動、同年11月2日の住宅部材についての意見交換を目的とする新潟市への調査研究活動、平成17年1月13日の県産材需要拡大についての意見交換を目的とする新潟市への調査研究活動及び同年2月10日の国産材需要拡大問題についての調査を目的とする新潟市への調査研究活動の4件については、行われておらず、収支報告書と全く異なる目的、交通手段等による行動が確認された。

また、緑新会からは平成17年10月27日付けで長野県議会議長あてに収支報告書の訂正願が提出され、同日付けで政務調査費を充当して行った調査研究活動に要した経費から前記の下村議員に係る交通費11万7,200円を控除する訂正が行われた。

以上5件に係る交通費11万7,200円については、収支活動報告書の記載内容と実態が大きく異なるものであり、結果として実態を伴わない政務調査活動に政務調査費を充当したことは、条例第7条に定める使途基準に照らし違法又は不当な支出であると判断するが、既に平成17年10月27日付けで当該交通費が調査研究活動に要した経費から控除されているため、条例に違反する違法又は不当な支出はもはや存在しないものとなっている。

同議員のその他の交通費、宿泊費等については、条例第7条に定める使途基準に違反するものは認められなかった。

その他の会派及び議員については、監査対象機関の調査、本人との面接調査等の結果、条例第7条に定める使途基準に違反するものは認められなかった。

(6) 事務費及び人件費へ政務調査費を充当する際の按分割合について

本件請求において請求人は、政務調査費マニュアルにおいて『事務費及び人件費の按分については、2分の1を上限とする』と定めているのに、政務調査費を70%、80%充当している会派、議員がいる」と、また、大部分の議員は調査研究活動事務所、政治団体事務所、住居の「3つを兼ねているのであるから3分の1しか政務調査費を充当できないのに、50%程度政務調査費を充当している。」と主張している。

政務調査費マニュアルにおいて定めている充当限度額は、調査研究活動とそれ以外の活動に係る経費とを明確に区分することができない場合の基準である。会派及び議員の調査研究活動とそれ以外の活動とを区分することができる場合であって、活動の実態がその区分に合致する場合に、その政務調査活動に政務調査費を充当することは当然認められるべきであり、そのことが政務調査費マニュアルひいては条例に違反するものでないことは明らかである。

本件請求の対象となっている事務費に、政務調査費を70%から80%の割合で充当しているものがあるが、議員本人との面接調査及び現地確認の結果、それぞれ政務調査活動の実態があり、そうした按分割合は妥当なものであると判断する。

また、請求書別紙3及び別紙4において請求人が指摘する議員が新聞購読料全額に政務調査費を充当していることは、新聞購読料が調査研究のために必要な資料の購入費に当たることから、条例第7条に定める使途基準に違反するものではないと判断する。したがって、請求人の主張には理由がない。